

駿河台大学と飯能市との連携に関する基本協定書

駿河台大学（以下「大学」という。）と飯能市（以下「市」という。）とは、相互の密接な連携により協力体制を構築してきた。

今後も、より一層の相互連携を通じて、協働によるまちづくりを推進することが求められている。

大学と市は、このような認識の下、今後の連携を推進するに当たり、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と市が包括的な連携の下、まちづくりの各分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 大学と市は、次の事項について連携するものとする。

- (1) 市行政への支援
- (2) 地域文化・教育・スポーツ活動の発展と振興
- (3) 環境の保全・創出
- (4) 大学の人材育成
- (5) 国際交流の発展
- (6) 地域経済の振興
- (7) まちづくりの支援
- (8) その他、大学と市が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 協力と支援の内容及び方法、その成果の利用条件等については、大学と市で協議し、具体的な事業や調査研究を行う場合は、別に覚書を締結し実施するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、大学、市のいずれからも申し入れがない時には、更に5年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、大学及び市が協議して定める

こととする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、大学、市が署名捺印の上、各々その1通を保有するものとする。

平成23年11月11日

飯能市大字阿須698番地

駿河台大学

学 長

川村正章



飯能市大字双柳1番地の1

飯能市

飯能市長

沢田清彦

